

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 26 日 (火) 第 109 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
○土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (農地整備課取扱い) 2
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和2年度鹿児島県献血推進計画の公表 (薬務課取扱い) 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第544号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年5月26日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション コミュニティケアいずみ	出水市野田町上名830番地4	コミュニティア株式会社	出水市上鯖淵1008番地13	中村 信洋	令和2年5月1日	訪問看護
ムッタ福祉用具	大島郡龍郷町瀬留810番地2	ハーブス・ヘイブン株式会社	京都市右京区梅津大縄場町6番地6	中川 弘樹	令和2年5月1日	福祉用具貸与
ムッタ福祉用具	大島郡龍郷町瀬留810番地2	ハーブス・ヘイブン株式会社	京都市右京区梅津大縄場町6番地6	中川 弘樹	令和2年5月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第545号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年5月26日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステーション コミュニティケアいずみ	出水市野田町上名830番地4	コミュニティア株式会社	出水市上 鯖 淵 1008番地13	中村 信洋	令和 2 年 5 月 1 日	介護予防 訪問看護
ムッタ福祉用具	大島郡龍郷町瀬留810番地2	ハーブス・ヘイブン株式会社	京都市右京区梅津大縄場町6番地6	中川 弘樹	令和 2 年 5 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与
ムッタ福祉用具	大島郡龍郷町瀬留810番地2	ハーブス・ヘイブン株式会社	京都市右京区梅津大縄場町6番地6	中川 弘樹	令和 2 年 5 月 1 日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿 児 島 県 告 示 第 546 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年5月11日付けで南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 547 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年5月12日付けで両根占土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 548 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 都市計画の種類
国分都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和2年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、令和2年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

鹿児島県知事選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、平成28年5月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号（鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）は、廃止する。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
	テレビジョン放送	1回
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1回

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第57号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 5 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間2 FS A	株式会社藤商事	0P0229
ぱちんこ遊技機	PAドラム海物語 INジャパンR BB	株式会社サンスリー	0P0232
ぱちんこ遊技機	PAぱちんこ新必殺仕置人TUR BO-A8	京楽産業. 株式会社	0P0308
回胴式遊技機	S笑ッせえるすまん絶笑SJ	株式会社サンスリー	0S0225
回胴式遊技機	Sシャア専用パチスロ 逆襲の赤 い彗星G	株式会社ビスティ	0S0324
回胴式遊技機	SATアカメが斬る! K	株式会社七匠	9S1271